

千葉県オンブズ第9019号
2010年04月01日

部分不開示決定に関する異議申立書

千葉県知事

森田健作こと 鈴木栄治 様

異議申立人

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 広瀬 理夫

担当者 中谷 恭光

携帯電話 090-6485-1180

次のとおり異議申立をする。

1. 異議申立人の住所及び氏名

〒260-0013 千葉市中央区中央3-15-6

やまちょうビル6階 渚法律事務所内

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 広瀬 理夫

2. 異議申立に係る処分

千葉県知事の総第1939号2010（平成22）年2月5日付行政文書部分
開示決定通知書による「開示しない部分」に関する不開示決定

3. 異議申立に係る処分があったことを知った日

2010年02月12日

4. 異議申立の趣旨

第2項記載の不開示決定中、次の異議申立の理由で述べる不開示部分「a」から「o」までの部分に関する不開示決定を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立の理由

ア) 異議申立人は2010年1月6日付で、処分庁に対し千葉県情報公開条例に基づき、別紙文書の表示の(1)から(6)までの文書の開示を請求した。

前記第2項の部分開示決定通知書は、このうち(2)、(3)、(4)、(5)の文書に関する決定であり、本件異議もこれら文書に関する異議である。

イ) 処分庁は、上記行政文書部分開示決定通知書により、別紙文書のうち、(2)の文書については「起案書」と、(3)の文書については「辞令の控え」と、(4)の文書については「処分説明書の控え」と、(5)の文書については「手続上作成された文書」とそれぞれ名称を付し、また、この(5)「手続上作成された文書」には、「本人確認項目」と「判決文の写しの送付について」という文書が存在することを認めた上で、これら文書について以下のとおり決定した。

ウ) 上記(2)「起案書」について

① 職員高橋義詔にかかる起案書（文書番号総秘第1640号—1～4）の添付「伺い文」について、このうち本文上から10行目の約10文字を伏せて（以下、不開示部分「a」という）、その余を開示した。

なお、ここにはいかなる種類の情報が記載されているか不明であり、従って請求者は非開示の根拠の妥当性について判断できない。

② 所属部署と氏名を非公開とした職員にかか起案書（文書番号総秘第1640号—1～3）の添付「伺い文」について、このうち本文1行目の所属部と氏名の部分を伏せ（以下、不開示部分「b」という）、別記とした「(案の1)」の「あて」欄を伏せて（以下、不開示部分「c」という）、別記とした「(案の2)」の「あて」欄を伏せて（以下、不開示部分「d」という）、その余を開示した。

③ その余の職員に関する「起案書」については、すべて不開示とした（以下、不開示部分「e」という）。

なお、この不開示部分については、職員何名分の「起案書」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。

エ) 上記(3)「辞令の控え」について

① 職員高橋義詔にかかる「辞令の控え」は開示した。

② 前記起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員にかかと思われる「辞令の控え」（平成21年12月18日付停職発令の辞令）について、このうち氏名欄を伏せ（以下、不開示部分「f」という）、停職期間の始期日を伏せ（以下、不開示部分「g」という）、停職期間の終期日を伏せ（以下、不開示部分「h」という）、その余を開示した。

③ その余の職員に関する「辞令の控え」については、すべて不開示とした（以下、不開示部分「i」という）。

なお、この不開示部分については、職員何名分の「辞令の控え」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。

オ) 上記(4)「処分説明書」について

- ① 職員高橋義詔にかかる「処分説明書」は開示した。
- ② 前記起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員（停職処分を受けた職員）に係ると思われる「処分説明書」について、このうち所属部署を伏せ（以下、不開示部分「j」という）、氏名を伏せ（以下、不開示部分「k」という）、停職期間の始期日を伏せ（以下、不開示部分「l」という）、停職期間の終期日を伏せ（以下、不開示部分「m」という）、その余を開示した。
- ③ その余の職員に関する「処分説明書」については、すべて不開示とした（以下、不開示部分「n」という）。

なお、この不開示部分については、職員何名分の「処分説明書」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。

カ) 上記(5)「手続上作成された文書」のうち「本人確認項目」について

- ① 職員高橋義詔にかかる「本人確認項目」は開示した。
- ② 前記起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員を含め、その余の職員に関する「本人確認項目」はすべて不開示とした（以下、不開示部分「o」という）。

なお、この不開示部分については、職員何名分の「本人確認項目」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。

キ) なお、新聞報道によれば、2009年6月29日、農林水産政策課副主査だった職員渡辺快和と同明石剛誠が懲戒免職処分を受けているが、両名に関する情報が公開されていない。異議申立人は、「2009年1月1日以降」の処分に関する文書の開示を請求しており、両名に関する情報は開示漏れであると思われるが、これらの情報についても非開示決定の対象（従って、前記各不開示部分に含まれる）となったものとして、異議の対象とする。

ク) 以上の不開示部分について、処分庁は千葉県情報公開条例で第8条2号及び3号に定める情報であるとするが、いずれも非開示事由に該当する情報ではない。

ケ) よって、上記不開示部分「a」から「o」の部分に関する不開示決定の取消を求める。

いう) 第8条第2号の前段、後段のどれにも該当せず、本処分は、この条例の解釈を誤り、あるいはその権限を濫用してなされたものであり、何ら合理性を有するものではない。

6. 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申立をすることができます。(以下略)」との教示があった。

7. 付記

- ア) 異議申立人は本異議申立に係わって、実施機関及び千葉県情報公開審査会に対し意見陳述を行う予定であるから、速やかにその機会を設けること。
- イ) 実施機関への意見陳述の機会は、千葉県情報公開審査会に諮問する以前とすること。
- ウ) 上記意見陳述の機会が設定され次第、補佐人の申請を行うので速やかに連絡を行うこと。
- エ) 通知等を行う場合には、必ず当方の文書番号記号を明記すること。

以上